

宍粟市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進委員会からの
宍粟市訪問看護ステーション経営戦略（原案）に対するご意見、ご質問、ご助言等

No	ご意見等	考え方
1	<p>医療ニーズの高い方が在宅で生活する上で看護、リハビリを自宅で受けることのできるサービスは整備されている必要があります。訪看の充実はもちろん両輪となる往診医の確保もすすめていく必要があると思います。</p> <p>宍粟訪看においてはリハビリスタッフ（主に作業療法士・理学療法士）の配置が少なく、正直依頼しにくい状況が続いています。通所することが困難になった方のADL（日常生活動作）低下を防止するサービスの充実をお願いしたいところです。</p> <p>経験あるリハビリスタッフを兼務ではなく専従で配置しても採算がとれるニーズはあると感じます。</p>	<p>往診医については、宍粟市医師会及び宍粟総合病院と今後検討していきます。</p> <p>理学療法士については、在籍の理学療法士1名では十分に対応しきれない状況があることから、令和5年度に1名増員し、ニーズに対応していく予定としています。</p> <p>また、作業療法士等は、利用者のニーズ等を勘案し、必要性を含め今後検討します。</p>
2	<p>宍粟市訪問看護ステーションがなければ宍粟市の地域包括ケアシステムがなりたたないのは理解できますが、経営戦略としての意見を求められているので</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計からの繰入れを前提とした運営であることの問題点（民間企業では絶対にありえない）。 ・人件費率が異常値です。 ・加算の算定は当然ですが、これだけの配置が本当に必要なのか。逆にこの配置で繰入金なしの黒字を出すことを考える必要があるのではないかと。 ・市内の老人ホームは看護師不足で大変こまっている中で、公務員処遇で夜勤なし、公休補償がされた宍粟市訪問看護ステーションの処遇面は私は異常と思える。 <p>そう考えた時に、人員増を考えるのではなく、今の職員で繰入金なしの黒字化を考えることは、必要と思いません。</p>	<p>宍粟市訪問看護ステーションの経営という点では、現状では一般会計からの繰入金により、収支の均衡を図っています。将来にわたって訪問看護サービスを安定的に提供するためには、一般会計からの繰入をせずに収入と支出を均衡させる経営をめざす取組が求められます。</p> <p>宍粟市訪問看護ステーションは、民間事業所との調和を図りつつ、市内全域に訪問看護サービスを届けるという役割を担っており、今後、その役割を果たすとともに、サテライト事業所を活用した効率的な訪問などによる経営の改善に努めます。</p>

No	ご意見等	考え方
3	<p>高齢者が住み慣れた地域、家で暮らし続けたいという思い、また、介護者もできるだけ在宅でという思いもあり、これから訪問看護の需要はますます高まると思います。</p> <p>宍粟市内にある民間事業所と調和を保ちながら訪問看護の受け皿として機能する必要があると考えます。</p> <p>市内の医療機関と連携を強め、医療機関や利用者、家族の訪問看護の利用意向を把握、情報の収集、提供を行うことで利用者の拡大に努めていけると思います。</p> <p>また、民間事業者を圧迫することなく、多様化する高齢者のニーズに答えていければ良いのではないのでしょうか。</p>	<p>訪問看護の利用意向の把握や情報の収集などに努め、民間事業所と調和を保ちながら多様化する訪問希望者の要望に対応できる体制を整えるようにしていきます。</p>
4	<p>①基本方針にあるように民間事業所のない地域の要望にこたえるよう市北部地域での体制を整えていくことが本当に住民のニーズに答えることになりありがたい。この方針を今後も貫いてほしい。</p> <p>②訪問看護は主治医の指示が必要であり地域の医者、特に宍粟市医師会との連携が重要であり、その項目をどこかに入れる必要があると考えます。</p>	<p>①民間事業所だけでは行き届きにくい地域に訪問看護サービスを提供していくことが大切な役割であると考えており、今後もこの方針を継続していきます。</p> <p>②これまでも医療機関、ケアマネジャーとの連携に努めており、その旨を6ページ、(3)①訪問看護ステーション機能の充実に追加記載します。</p>
5	<p>①「一般会計繰入金を令和9年度には10,000千円以下にする」とありますが、例えば、「総費用に対する繰入比率を〇〇%以下とし、以降前年比90%とする」など、総費用に対する繰入比率の設定は検討されたのでしょうか。</p> <p>②市が設置運営する事業への一般会計繰入金につき、上記のような金額あるいは比率などのルールはあるのでしょうか。</p> <p>また、今回の収支計画では、他の事業や団体の繰入状況との比較をされたのでしょうか。</p>	<p>①総費用に対する繰入比率を指標とすることも考えられますが、検討はしていません。今後も、現在の事業規模で推移する見込みのため、繰入金総額による指標の方が分かりやすいと考え、設定しています。</p> <p>②総務省より地方公営企業繰出金の繰出基準が示されていますが、訪問看護事業への基準は示されていません。</p> <p>また、他団体の繰入状況については、インターネット上に公開されている経営戦略を確認し、参考にしています。</p>

No	ご意見等	考え方
6	<p>市内全域、特に北部エリアの訪問を快くうけて下さりありがとうございます。看護師の人員の増加もあり、介護保険、医療保険での対応に困ることなく、ケアプランに位置付けられています。</p> <p>民間事業所の動向も見えていくことは、経営上、必要なこととは存じますが、今の体制維持を望みます。</p> <p>ケアマネジャーの基礎資格で、介護職の割合が高くなっていますが、国の流れは、医療ニーズをしっかりとみることのできるケアマネへと、さらに加速しています。そのため、ご利用者、ご家族に対しては当然ではありませんが、ケアマネにとっても、心強い存在になっています。</p> <p>障がい者への対応（精神科看護や医療的ケア児など）もすすめていただく中で、健康管理をメインとした障がい者への提供が必要になる（今後増加していく）のでは・・・と思っています。</p> <p>医師の高齢化と訪問診療への負担を考える時に、特定行為に関わる看護師の存在が心強く、計画をすすめて下さることを願います。</p>	<p>医療的ケア児や精神科疾患の訪問看護への対応は、現在も行っております。対象者も今後増加していくものと考えます。</p> <p>特定行為を実施できる看護師の育成については、令和7年度に研修の受講を計画しています。</p> <p>高齢者や障がい者のニーズの多様化に対応するため、民間事業所と調整し対応できる体制を検討していきます。</p>
7	<p>「訪問看護」は高齢者の増加だけではなく、膨らみ続ける医療費を抑制するため、急性期以外の長期入院を減らし、早期退院を促していることも、ニーズが高まっている大きな要因と考えます。</p> <p>国の施策である「医療費適正化計画」を実行するためには欠かすことのできない事業と考えております。このことから十分な予算組みを要求するべきと考えます。</p> <p>訪問看護ステーションにおいては医療保険、介護保険が適用され、介護報酬額は厚生労働省で定められているため、価格競争とは無縁と思いますが、上記の理由により今後は民間の事業者も増加するものと考えます。</p> <p>求められるサービスを提供することができ、利用者を安定的に確保できれば経営的にも問題はないと考えます。</p> <p>スタッフの皆様の御苦勞には頭の下がる思いですが、今後更なるサービスの向上を希望するところです。</p> <p>通院中の患者さんにおいては、御家族に「訪問看護」の必要があるが、サービス内容や利用料金がわからないため、活用していない方もいらっしゃいます。</p> <p>市民の皆様、特に高齢者の方にも利用方法のわかりやすい案内方法を考えて頂くことが、安定して継続できる運営の一助になると考えます。</p>	<p>訪問看護のニーズに対し、民間事業者との調和を図りつつ宍粟市訪問看護ステーションに求められる役割をしっかりと果たしていきたいと考えます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、訪問看護サービスについて、市民の皆様には情報に十分には知られていないと思われるので、医療機関やケアマネジャーとの連携や広報しそへの掲載などを活用して周知、広報に努めます。</p>

No	宍粟市訪問看護ステーション経営戦略(原案)ご意見等	考え方
8	<p>在宅で過ごされている高齢者や要支援者、障がい者の見守りはどのようになっていますか。看護師がこれらの方を訪問し、医療的な目が届けば、要介護になる前に介護度の進行を抑えることができたり、疾病の早期発見ができたりするのではないのでしょうか。これにより医療費や介護費の減少にもつながるのではないのでしょうか。</p> <p>訪問看護ステーションの看護師が、通常の訪問の際に、ルート上にある高齢者や障がい者を見守り訪問することで、上記のような成果が期待されるとともに、見守り訪問に対する収入を得ることで訪問看護ステーションの経営の改善にもつながるのではないのでしょうか。</p>	<p>要支援、要介護の認定を受けていない高齢者については、地域包括支援センターで高齢者実態把握事業などにより状況の把握に努めています。要支援者については、通院できる状態の方が多いため、訪問看護サービスの利用は少ないですが、必要な方にはサービスの提供がされています。障がい者については、主に疾病の予防などの部分は保健福祉課で担っています。</p> <p>高齢者や要支援者の見守りは、違った形での支援を行っており、医療的な介入が必要となった場合には訪問看護ステーションと連携した支援につながっています。</p> <p>障がい者の見守りは、精神科疾患を持つ患者や、医療的ケア児への訪問も行っており、重症化予防に努め今後も継続して対応していきます。</p>